

社援発0117第1号
平成25年1月17日

青森県、岩手県、宮城県、福島県
茨城県、栃木県、千葉県、東京都 } 知事殿
新潟県、長野県
仙台市、千葉市 市長殿

厚生労働省社会・援護局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が別添のとおり本日付をもって平成25年政令第1号として公布されたが、改正の内容は下記のとおりであるので、了知の上、管内市町村に対し周知徹底を図られたい。

記

1 改正の概要

現行、東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに当たって、被害を受けた世帯の所得の算定は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第4条に基づき、平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）とされている。

今般の政令改正により、当該震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、特例として、被害を受けた年である平成23年の所得（平成24年度分の市町村民税課税所得）が、平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）を下回る場合は、これにより算定することを可能とするものである。

2 留意事項

災害援護資金の貸付けは市町村条例により実施されるものであり、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

3 施行期日等

- （1）今回の改正の施行期日は、平成25年1月17日であること。
- （2）平成23年3月11日に発災した東日本大震災により被害を受けた世帯に対するものであること。

政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

附則第 条に次の 1 項を加える。

- 平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項（2）の適用については、同（2）中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成 21 年（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合は平成 23 年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【参 考：改正後の附則】

附則

第 1 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

3 平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項（2）の適用については、同（2）中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成 21 年（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合は平成 23 年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

附則

この附則は、公布の日から施行する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）
（平成二十三年五月二日法律第四十号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

- 2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）
（平成二十三年五月二日政令第百三十一号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

- 2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。

3～7（略）

○災害弔慰金の支給等に関する法律（抄）
（昭和四十八年九月十八日法律第八十二号）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（抄）

（昭和四十八年十二月二十六日政令第三百七十四号）

（法第十条第一項の規定による所得の算定）

第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。